伝染性病気の登園停止について

下記の伝染病にかかったら出席停止扱いとなり、下記書類の提出が必要となります。医師の指示に従って、完治するまでお休みしてください。

（第２種）期間の基準が定められている感染症

病名	登園できない期間の目安	提出書類
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を過ぎるまで	療養解除届
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	登園許可証明書
麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
風疹（３日はしか）	発疹が消失するまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで	
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎		

（第３種）症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで

流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・溶連菌感染症・腸管出血性大腸菌感染症・マイコプラズマ感染症・感染症胃腸炎・伝染性紅斑（りんご病）・ＲＳウィルス感染症・手足口病・ヘルパンギーナ・その他の伝染病

専門医　様

聖籠町立せいろう幼稚園

現在、園児がかかっております病気が治癒し、他の園児に感染する恐れがなくなりましたら、お手数でも下記の「登園許可証明書」により、保護者へ「登園しても良い」旨のご指導をお願いいたします。尚、第３種の感染症についても用紙を持たせることがございますので、症状が重い際には証明書の記入をお願いいたします

（きりとり）

登　園　許　可　証　明　書

※園児（保護者記入欄）

園　名	せいろう幼稚園	クラス名	組
園　児　氏　名		生年月日	平成・令和　　年　　月　　日生

※病名（主治医記入欄・・・該当に〇印をお願いいたします）

	病　　名
第**2**種	百日咳　流行性耳下腺炎（おたふく風邪）　風しん 水痘（水ぼうそう）　咽頭結膜熱（プール熱）　麻しん（はしか）　結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第**3**種	流行性角結膜炎　腸管出血性大腸菌感染症　急性出血性結膜炎 マイコプラズマ感染症　溶連菌感染症　感染性胃腸炎　伝染性紅班（りんご病） RS ウイルス感染症　手足口病　ヘルパンギーナ アタマジラミ　伝染性膿痂疹（とびひ） ※アタマジラミ・伝染性膿痂疹（とびひ）は、原則として登園停止の必要はありませんが、症状が強い場合は登園してもよい時期をご指示ください。
上記以外の病名（　　）	

上記疾病は、（　治癒　・軽快　）したので、幼稚園に登園しても差し支えありません。

登園してもよいと認められる年月日　　令和　　年　　月　　日から

停止期間　　令和　　年　　月　　日　～　　月　　日まで

病（医）院名：医師氏名　　㊞

別紙　　療養解除届（インフルエンザ用）

園長　様

聖籠町立せいろう幼稚園
＿＿＿＿組
園児氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

療養解除届（インフルエンザ用）

上記の者は、インフルエンザにより療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過しましたので本届を提出します。

発　症　日：　　月　　日
解熱した日：　　月　　日
登園開始日：　　月　　日

令和　　年　　月　　日
保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者の方へ

・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。
　【発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで】
　この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。

＜例＞

12/8から登園可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
発症							
			0日目	1日目	2日目	3日目	
			解熱				

12/9から登園可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目			
発症								
				0日目	1日目	2日目	3日目	
				解熱				

（ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。）

・本届は、**保護者等が記入するもの**です。医療機関に記入を求めないでください。
・療養後登園するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。